

## 千歳市介護福祉分野資格取得助成事業 Q&amp;A

令和8年4月2日

No.	区分	内容	回答
1	補助対象	補助対象となる介護職員等は、常勤職員である必要があるか。	常勤・非常勤を問わず、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。 ただし、事業者が直接雇用している場合に限り ます。(派遣職員は対象外です。)
2	補助対象	補助対象となる市内の介護事業所に勤務しているが、市外在住の介護職員の場合、補助対象となるか。	介護職員の市内居住の要件はありませんので、他の要件を満たしていれば補助金の交付対象となります。 ただし、補助申請のために、市内の事業所に異動させ、申請後間もなく、市外の事業所に再異動させた場合、合理的な理由がなければ要綱第9条第1項に該当するとみなし、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
3	補助対象	事業者(法人)の所在地が市外にあるが、補助対象となるか。	事業者(法人)の所在地に関わらず、補助要件を満たす介護職員等が勤務する事業所が、市内に所在する場合は対象となります。
4	補助対象	外国人労働者でも対象となるか。	対象となります。
5	補助対象	研修受講時には、介護職員として勤務していない場合でも、補助対象となるか。	申請日時点で介護職員として勤務していれば対象となります。
6	補助対象	体調不良等の理由により研修を欠席し、研修修了ができなかった場合、補助金は支払われるのか。また、欠席分の追加研修を受講した場合、追加分の受講料も補助対象となるのか。	申請時に、研修修了証明書の写しの提出が必要のため、研修の修了証明が得られない場合は申請できません。また、追加研修を受講した場合、その受講料については補助対象となりません。
7	補助対象	研修修了後、3か月以上継続して事業所に勤務していたが、やむを得ない理由により、申請日時点で退職している場合、補助対象となるか。	対象となりません。 補助の対象となる介護職員等は、研修受講修了後、3か月以上継続して市内同一事業所に勤務し、かつ、申請時点においてその事業所に引き続き勤務している職員となります。
8	補助対象	3か月以上勤務していることをどのように証明するのか。	雇用証明書において確認します。
9	補助対象	研修修了日とはどの時点を指すのか。	研修実施機関が発行する修了証明書に記載の日を研修修了日とします。
10	補助対象	施設ケアマネジャーは対象となるか。	対象となります。
11	補助対象	研修修了後、3か月を経過する前に、同一法人内で異動した場合は対象となるか。	原則、同一事業所で勤務していることが要件となりますが、やむを得ない理由(他事業所の人員配置基準を満たす必要がある等)による場合は、異動先が市内事業所で、かつ、申請日時点において引き続き同一法人に勤務している場合のみ対象となります。

No.	区分	内容	回答
12	補助対象	介護職員として勤務している職員が、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を受講したが、引き続き介護業務に従事している場合は、その職員に係る受講料を補助対象とすることはできるか。	介護支援専門員に関する研修は、介護支援専門員又は計画作成担当者として勤務し、介護福祉士実務者研修は介護従事者として勤務している方が対象となります。このため、質問の場合は、対象となりません。
13	補助対象	令和7年度中に受けた研修は対象となるか。	研修修了日(修了書の日付)が、申請日から過去1年以内である場合は、対象となります。
14	補助申請	複数の職員に研修を受講させ、法人でまとめて支払いをしたいが、申請書は個人ごとに提出しなければならないか。	補助対象となる職員分をまとめて申請できます。補助金の額は、1名ごとに算定した額の合計額となります。
15	補助申請	令和9年2月に研修が修了するが、申請可能か。	申請できません。申請は、研修修了後3か月以上継続して勤務していることが要件のため、この場合は、令和9年度に申請いただくこととなります。ただし、本事業が継続的に実施するかは未定です。
16	補助申請	受講料を銀行振込により支払ったため、振込の明細書しかない場合は、申請可能か。	研修実施機関において領収書の発行ができない場合は、振込の明細書でも可能とします。その場合でも、振り込んだ方(法人名又は介護職員本人氏名)がわかる明細書を添付してください。法人がまとめて複数の職員分を払う場合は、該当する職員の分の請求書など、負担している額がわかる書類も添付してください。なお、領収書を添付いただく場合の宛名は、補助対象者(法人又は介護職員本人氏名)である必要があります。
17	補助申請	介護職員等が負担した受講料の一部を事業者が負担しており、研修手当として支給している場合は、どのように申請したらよいか。	受講料を介護職員等の本人が負担していることがわかる領収書等を提出いただく必要があり、かつ、支給金(研修手当など)として事業者から職員に対して手当が支給されたことがわかる支給明細書の写し(給与明細書等で該当部分がわかる場合はその写し)を提出してください。